

介護保険負担限度額認定について ~ご確認ください~ (裏もご覧ください)

《負担段階フローチャート》

~負担限度額認定の対象になる? フローチャートにて確認しましょう~

あなたは対象となる介護保険サービス※を利用しているか、利用する予定はありますか?

※介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、介護医療院への入所、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、又は短期入所サービス(ショートステイ)

はい、利用中です。
(利用予定があります。)

いいえ、利用していません。
(利用予定はありません。)

利用する前に、改めて申請してください

あなたと、配偶者※及び世帯員は、全員が市町村民税非課税者ですか?

※事実上の配偶者(事実婚・内縁関係の方)も含まれます。

※別居している場合も、戸籍上夫婦関係にある場合は含まれます。

はい、全員が非課税者です。

いいえ、課税者がいます。

非該当

あなたは、次のどれにあてはまりますか?

第2号被保険者
(65歳未満の被保険者)

生活保護
受給者

課税・非課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が80万円以下

課税・非課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が80万円超120万円以下

課税・非課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が120万円超

預貯金等が、
単身1,000万円
夫婦2,000万円
以下ですか?

負担段階
第1段階

預貯金等が、
単身650万円
夫婦1,650万円
以下ですか?

預貯金等が、
単身550万円
夫婦1,550万円
以下ですか?

預貯金等が、
単身500万円
夫婦1,500万円
以下ですか?

はい

いいえ

非該当

はい

いいえ

非該当

はい

いいえ

非該当

はい

いいえ

非該当

課税・非課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額に応じて、負担段階は、第2段階・第3段階①・第3段階②

負担段階
第2段階

負担段階
第3段階①

負担段階
第3段階②

★このフローチャートは参考です。申請結果については、必ず結果通知にてご確認ください。

介護保険負担限度額認定について ～ご確認ください～ （裏もご覧ください）

◆令和6年8月から、居住費（滞在費）の基準費用額及び負担限度額が変わります◆
 国の介護保険制度の改正により、居住費（滞在費）の基準費用額及び負担限度額が、1日につき60円引き上げられます。

利用者負担段階	対象者 (所得要件と資産要件のどちらにも該当する必要があります)		居住費（滞在費）の負担限度額				食費の負担限度額
	所得要件	預貯金等の資産要件※	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	
第1段階	本人及び世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方・生活保護を受給している方	単身： 1,000万円以下 夫婦： 2,000万円以下	880円	550円	550円 (380円)	0円	300円 【300円】
第2段階	本人及び世帯全員が市町村民税非課税で、課税・非課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が80万円以下の方	単身： 650万円以下 夫婦： 1,650万円以下	880円	550円	550円 (480円)	430円	390円 【600円】
第3段階①	本人及び世帯全員が市町村民税非課税で、課税・非課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が80万円超120万円以下の方	単身： 550万円以下 夫婦： 1,550万円以下	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	650円 【1,000円】
第3段階②	本人及び世帯全員が市町村民税非課税で、課税・非課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が120万円超の方	単身： 500万円以下 夫婦： 1,500万円以下	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	1,360円 【1,300円】
基準費用額			2,066円	1,728円	1,728円 (1,231円)	437円 (915円)	1,445円

()内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の金額です。
 【 】内の金額は、短期入所生活介護または短期入所療養介護を利用した場合の金額です。

※ 第2号被保険者（65歳未満の被保険者）は、利用者負担段階に関わらず、預貯金等の資産要件が単身：1,000万円以下、夫婦：2,000万円以下が対象となります。